

平成22年度の決算をお知らせします

8月31日(水)から9月12日(月)まで開かれた平成23年度第6回揖斐川町議会定例会で、平成22年度一般会計、特別会計および企業会計の決算が原案の通り認定されました。

平成22年度決算について皆さんにお知らせします。

平成22年度会計別決算の内訳

内 訳	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
決 算 総 額	209億9,793万4,747円	202億3,963万6,088円	7億5,829万8,659円
一 般 会 計	164億0,396万4,343円	157億9,757万5,104円	6億0,638万9,239円
特 別 会 計	45億9,397万0,404円	44億4,206万0,984円	1億5,190万9,420円
国民健康保険特別会計	25億3,423万5,313円	24億7,952万2,080円	5,471万3,233円
国民健康保険直診勘定特別会計	1億4,016万3,120円	1億3,396万1,885円	620万1,235円
老人保健医療特別会計	19万6,367円	19万6,367円	0円
谷汲中央診療所特別会計	7,120万0,290円	6,931万5,293円	188万4,997円
大和簡易水道特別会計	3,030万0,332円	2,506万7,400円	523万2,932円
脛永簡易水道特別会計	1,865万3,672円	1,506万9,706円	358万3,966円
市場簡易水道特別会計	1,182万3,719円	1,097万0,509円	85万3,210円
谷汲簡易水道特別会計	9,090万9,286円	9,083万4,113円	7万5,173円
北部簡易水道特別会計	1億5,119万3,436円	1億5,114万4,585円	4万8,851円
北方財産区特別会計	1,887万2,359円	1,329万3,700円	557万8,659円
大和財産区特別会計	783万6,213円	735万9,110円	47万7,103円
谷汲財産区特別会計	1,019万8,637円	851万6,526円	168万2,111円
長瀬財産区特別会計	134万4,089円	41万5,482円	92万8,607円
横蔵財産区特別会計	402万5,290円	259万2,775円	143万2,515円
農業集落排水事業特別会計	7億7,468万6,203円	7億6,924万7,984円	543万8,219円
公共下水道事業特別会計	4,878万4,028円	4,824万7,195円	53万6,833円
杉原地域土地取得等特別会計	3,256万3,614円	1,616万2,000円	1,640万1,614円
個別排水事業特別会計	9,154万1,863円	8,918万7,670円	235万4,193円
徳山ダム上流域公有地化特別会計	6,292万9,097円	2,827万9,097円	3,465万0,000円
後期高齢者医療特別会計	2億7,023万3,282円	2億6,552万9,874円	470万3,408円
地域情報特別会計	2億2,228万0,194円	2億1,714万7,633円	513万2,561円

企業会計

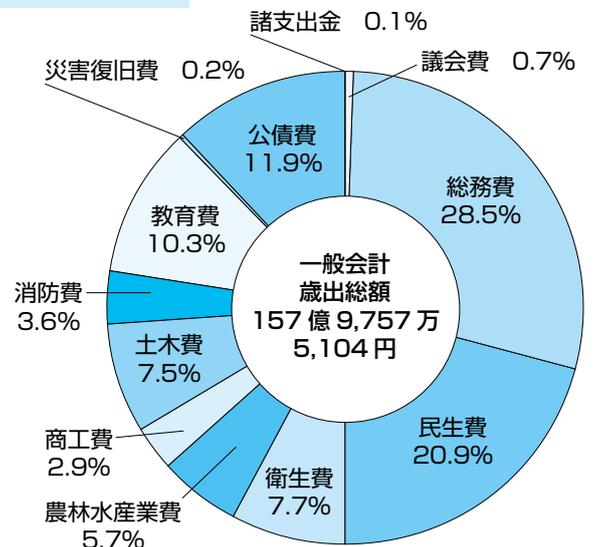
内 訳	歳入決算額	歳出決算額
上水道事業会計(収益的)	1億6,101万9,934円	1億5,599万3,389円
上水道事業会計(資本的)	2億6,319万2,990円	2億7,983万5,570円

平成22年度の主な事業	金額
老人福祉施設整備事業	5億0,715万7,670円
大和小学校北舎改築事業	2億4,216万8,325円
揖斐川中学校北舎改築事業	2億0,660万7,500円

※グラフの中の割合については少数第2位で四捨五入していますので、合計が合わない場合があります。

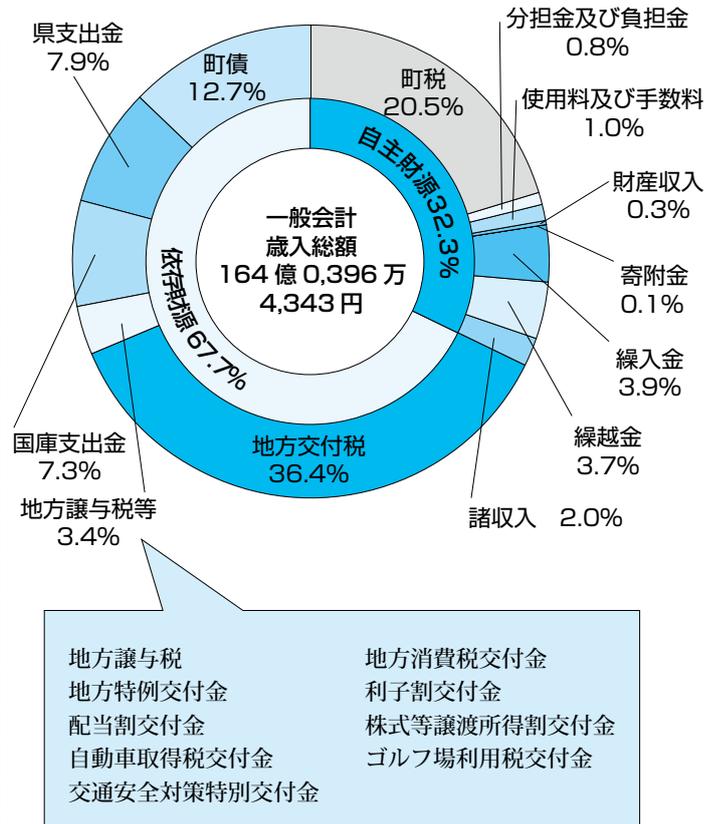
一般会計歳出

内 訳	歳出額
議会費 議会の運営に	1億0,984万4,596円
総務費 一般的な事務に	45億1,390万2,109円
民生費 福祉の充実に	32億9,566万4,214円
衛生費 健康づくりや清掃に	12億1,289万9,193円
農林水産業費 農林業などの振興に	9億0,581万0,122円
商工費 商工業や観光の振興に	4億5,760万7,679円
土木費 道路や河川の整備に	11億7,919万9,356円
消防費 消防や防災に	5億6,634万7,895円
教育費 生涯教育や学校教育に	16億3,245万6,167円
災害復旧費	2,743万9,635円
公債費 借入金の返済に	18億8,419万4,138円
諸支出金	1,221万0,000円
一般会計歳出総額	157億9,757万5,104円



一般会計歳入

内 訳		歳入額
自主財源	町 税	33 億 5,857 万 0,687 円
	分担金および負担金	1 億 3,308 万 9,355 円
	繰 越 金	5 億 9,893 万 6,240 円
	繰 入 金	6 億 3,634 万 9,358 円
	諸 収 入	3 億 2,717 万 5,374 円
	使用料および手数料	1 億 6,856 万 7,321 円
	財 産 収 入	5,016 万 4,929 円
	寄 附 金	905 万 5,021 円
	地 方 交 付 税	59 億 7,946 万 1,000 円
	国 庫 支 出 金	12 億 0,336 万 6,528 円
依存財源	県 支 出 金	13 億 0,166 万 5,337 円
	地 方 譲 与 税	1 億 7,344 万 7,123 円
	地方消費税交付金	2 億 2,317 万 3,000 円
	地方特例交付金	4,785 万 8,000 円
	利子割交付金	1,183 万 8,000 円
	配当割交付金	509 万 2,000 円
	株式等譲渡所得割交付金	149 万 9,000 円
	自動車取得税交付金	4,933 万 0,000 円
	町 債	20 億 9,220 万 0,000 円
	ゴルフ場利用税交付金	3,010 万 0,070 円
	交通安全対策特別交付金	302 万 6,000 円
	一般会計歳入総額	164 億 0,396 万 4,343 円



※グラフの中の割合については少数第2位で四捨五入していますので、合計が合わない場合があります。

〇国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。)

〇この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付して下さい。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。

〇ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。*「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご

Information Room

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで 大切に保管を

照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

Information Room

「扶養親族等申告書」は 期限までに提出しましょう!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

〇平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される方

65歳未満(年金額が108万円以上)

65歳以上(年金額が158万円以上)

【お問い合わせ先】

日本年金機構 大垣年金事務所
 TEL (0584) 78-5166
 揖斐川町役場住民課
 TEL 22-2111 (内線213)

Information Room

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- ①緑ヶ丘住宅 1戸
- ・住所 揖斐川町和田386
- ・建設年度 昭和60年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 1台
- ・家賃 16200円
- ・その他 浴槽・風呂がまは入居者の持ち込みになります。

- ②そらむき住宅(単身用) 1戸
- ・住所 揖斐川町西津波619
- ・建設年度 平成11年度
- ・準耐火構造2階建 1K
- ・駐車場 1台
- ・家賃 16100円
- ③坂本住宅 1戸
- ・住所 揖斐川町坂内坂本
- ・建設年度 平成8年度
- ・木造平屋建 3LDK
- ・家賃 20700円

- 敷金 家賃の3か月分
- 入居条件

- ・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
- ・現在同居、または同居しようとする親族(婚約者含む)があること。
- ・家賃の他に共益費(上下水の使用料・共用部分の電気料など)が必要で。
- ・所得条件あり

※詳しくは窓口でご相談ください。

募集期間

11月1日(火)～11月15日(火)

入居予定日

12月下旬を予定

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場建設課

TEL 22-2111 (内線313)

Information Room

「おたつしや教室」で運動力アップ！参加者募集のお知らせ

生活機能の維持・向上を図るための介護予防事業として、運動教室「おたつしや教室」を、11月から2月まで実施します。

対象となる方は、生活機能検査で運動機能の向上が必要と診断された方、および65歳以上の方で、初めて教室に参加される方を募集します。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町地域包括支援センター
TEL 23-1341

Information Room

「認知症」を知ろう！

認知症は単に物忘れではなく、病気です。

9月26日の上ミ野地区サロンへ地域包括支援センターの職員が訪問し、認知症についてお話ししました。区長をはじめ集まった方から、「こ

の地区は、昔から信仰を守り、互いに協調しあって生活している。誰かが認知症になっても見守ろう。みんなが知り合いだから、住み慣れた家で、地域で生活できるように助け合っていきたい。」と、和やかにお話を聞かせていただきました。



▲上ミ野地区サロンを訪問

揖斐川町地域包括支援センターでは、介護相談や認知症講座などを通じて、皆さんといっしょに、「認知症」を支援していきます。お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町地域包括支援センター
TEL 23-1341

Information Room

「のら猫にエサを与えている方へ」

近年、のら猫の糞尿被害や悪戯などによる苦情が多数寄せられています。

エサを与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は、結果的にその地域に猫が住みつき増加する原因となります。それによって、ところかまわず糞をしたり、ごみ置き場を散らかしたりして、周囲に迷惑をかけるだけでなく、交通事故や病気、虐待などで死亡する不幸な猫を増やしてしまうことにもなります。

これ以上、不幸な猫たちを増やさないためにも、**安易な気持ちでのら猫にエサを与えることはやめましょう。**

ごみ収集場などのにら猫が集まらないように生活環境の整備も必要です。

保健所や役場では、のら猫の捕獲や駆除は、行えません。

のら猫が庭に寄り付かないようにするには、ホームセンターなどで手に入るのら猫避けグッズの他に、忌避剤や木酢液、コーヒードロップ、タマネギの薄切り、赤トウガラシを刻んだものなどを庭にまくと効果があると言われています。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 生活環境課
TEL 22-2111
西濃保健所揖斐センター
TEL 23-1111

Information Room

社団法人 揖斐川町シルバー人材センターからのお知らせ

揖斐川町シルバー人材センターでは、安全講習の一環として10月にJAいび川農機センターに講師を依頼し、刈払い機の講習会を行いました。初心者から、日ごろ除草業務に携わっている会員までおよそ30人が、熱心に講習を受けました。

このようにシルバー人材センターでは、毎年技術力の向上と安全作業をめざし講習会を行っています。12月には、剪定講習会も予定しています。興味のある方は、事務局までお問い合わせください。

また、お仕事の依頼も随時受け付けていますので、お気軽にご利用ください。



▲講習会を受ける会員

ださい。

11月の事業および入会説明会

11月7日(月)、21日(月)
10時開始(1時間半程度)
福祉総合支援センター

2階 第1会議室

【お問い合わせ先】

(社) 揖斐川町シルバー人材センター
TEL 23-0907

Information Room

「水源地防人セミナー」の開催(参加者募集)について

水源地における森林保全・環境活動を推進していくため、保全活動のリーダーとなる「水源地防人」の育成を目指した「水源地防人セミナー」を開催します。

■開催日 11月19日(土)、20日(日)

■内容・募集人数

19日(土) 野外学習、車座トーク
・参加費5500円(宿泊料・交流会費含む)
・定員 20人

20日(日) 講演会「徳山ダムにおける魚類の環境保全について」
講師 名古屋女子大学特任教授 駒田 格知氏のりとも

・参加費 無料
・定員 50人

【お申し込み・お問い合わせ先】

水資源機構 徳山ダム管理所
TEL 52-2910

Information Room

藤橋城・西美濃プラネタリウム、民俗資料館の冬期休館について

町内鶴見地区の、藤橋城・西美濃プラネタリウムと藤橋歴史民俗資料館は、プラネタリウム改修工事のため、11月21日(月)から休館します。

■休館期間

11月21日(月)から
平成24年3月31日(土)まで

【お問い合わせ先】

藤橋城・西美濃プラネタリウム
TEL 52-2611
※閉館期間中は藤橋振興事務所
TEL 52-2111

Information Room

あなたの携帯電話は緊急地震速報を受信できますか？

気象庁が発表する緊急地震速報は、テレビ・ラジオ、防災行政音声告知システム、専用受信端末および携帯電話で見聞きすることができます。

自宅にいる時はテレビなどで地震の発生を事前に知ることができますが、外出時や深夜などテレビを消している時は、携帯電話で地震の発生を知り適切な行動を取ることが重要です。

最近購入された携帯電話であれば、最初から緊急地震速報が受信できるように設定されているものがほ

んどですが、古い機種の場合は受信できないものや、受信機能があっても初期設定がオフになっているものがあります。

地震の発生を事前に知り身を守るためにも、お手持ちの携帯電話が緊急地震速報を受信できるのかについて、取扱説明書を読むか販売店にたずねてみてはいかがでしょうか。

Information Room

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

岐阜労働局では、「岐阜県最低賃金」を、本年10月1日から時間額707円とするよう改正しました。

「岐阜県最低賃金」は、雇用形態に関係なく、県内で働くすべての労働者に適用され精皆勤手当、通勤手当、家族手当、割増賃金、ボーナスは対象となりません。(一部の産業には岐阜県最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が適用されます。)

【お問い合わせ先】

岐阜労働局労働基準部賃金室
TEL 058-245-8104



生活の安定と就職を支援

岐阜県パーソナル・サポート・センター

「社会に出て働きたい。でも不安」「リストラにあつて生活のやりくりが困っている」…生活や就職に関して様々な困難を抱え、どこに相談してよいか悩んでいる方、お気軽にご相談ください。パーソナルサポーターが一人ひとりに寄り添い、生活から職場への定着までワンストップで支援します。

■主な業務内容

- ・生活や就労の相談（カウンセリಂಗ）
- ・各種支援制度の利用や調整、関係機関との連絡や調整
- ・求職に関する各種支援

■相談日時

月～金曜日
8時30分～17時15分

■お問い合わせ先

岐阜県パーソナル・サポート・センター西濃支所
西濃総合庁舎4階
(大垣市江崎町422-3)
TEL 0584-77-6133
(事前に予約いただくとスムーズです)

「税を考える週間」のお知らせ

期間 11月11日～11月17日

赤い羽根共同募金運動

10月1日(土)～12月31日(土)



皆さんの温かいご協力をお願いします。

■テーマ 「税の役割と税務署の仕事」

国税庁(税務署)では、国民の皆さまに、国の基本となる税と税務行政に対する理解を一層深めてもらうとともに、国税庁(税務署)の取組みに関する意見や要望を聴く機会として、「税を考える週間」を設け、様々な行事を実施します。

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に「税を考える週間」の特集ページを開設しますので、ぜひご覧ください。

■お問い合わせ先

大垣税務署
TEL 0584-78-4101



所得税の青色申告決算等説明会のご案内

大垣税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、決算における留意事項等についての説明会を、次の日程で開催します。

日 時	場 所	会場所在地
12月6日(火) 第1回目 10:00～12:00 第2回目 13:30～15:30	大垣市民会館 大会議室	大垣市新田町1-2

※平成23年分から、青色申告決算書用紙は確定申告書用紙に同封して送付します(電子申告をされている方には、確定申告書用紙・青色申告決算書用紙ともに送付されません。)

なお、確定申告書用紙や青色申告決算書用紙は国税庁ホームページからダウンロードすることができますので、是非、ご利用ください。

【お問い合わせ先】大垣税務署 個人課税第一部門 TEL (0584) 78-4104 《ダイヤルイン》

11月は児童虐待防止推進月間です!

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。児童虐待は、子どもの生命に危険をおよぼすだけでなく、心にも深い傷を残すこととなります。地域全体で児童虐待問題に取り組むことで、発生予防や早期発見につながります。あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか? 「もしかしたら」と感じたら、次の窓口にご相談ください。あなたの一報で救われる子どももいます。

- ◇児童相談所全国共通ダイヤル (TEL 0570-064-000)
- ◇西濃子ども相談センター (TEL 0584-78-4838)
- ◇揖斐川子育て支援センター (TEL 0585-23-1136)

平成 23 年度陸上自衛隊高等工科学校生徒募集案内

受 付 期 間	募集人員	応 募 資 格	試 験 期 日		発 表
推 薦 11月1日から 12月16日	約 60 人	平成 24 年 4 月 1 日現在、15 歳 以上 17 歳未満 の男子 (推薦は中学校 長の推薦が必要)	推薦試験	平成 24 年 1 月 7 日 から 1 月 9 日までの 間の指定する 1 日	平成 24 年 1 月 13 日
一 般 11月1日から 平成 24 年 1 月 6 日	約 260 人		一般 第 1 次試験	平成 24 年 1 月 14 日	第 1 次試験発表 平成 24 年 1 月 23 日
			一般 第 2 次試験	平成 24 年 1 月 28 日 から 1 月 31 日まで の間の指定する 1 日	第 2 次試験発表 平成 24 年 2 月 17 日

【お問い合わせ先】 大垣地域事務所 大垣市林町 5-18 TEL 0584-73-1150

東日本大震災における

原子力発電所の事故による被害を受けられた方へ

大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、岐阜県税務課 (TEL 058-272-1111) または揖斐川町役場税務課 (TEL 22-2111) にお問い合わせください。

	税制上の措置	概 要
共 通	減免措置	被害にあわれた方の状況に応じて、税の減免を受けることができます。
県 税	自動車税等の非課税措置	警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車を取得した場合、自動車取得税及び平成 25 年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
町 税	固定資産税・都市計画税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車には、平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって軽自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成 25 年度分までの軽自動車税が非課税となります。

なお、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成 23 年度分の固定資産税・都市計画税は課されません。また、特段の手続きは不要です。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

◎「女性に対する暴力をなくす運動」とは

国や地方公共団体、女性団体等の連携・協力のもと、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に実施される運動です。

◎DVとは

DV (domestic violence : ドメスティックバイオレンス) は直訳すると「家庭内暴力」。夫や恋人など親しい関係にある人からの暴力のことです。

■このような経験はありませんか？

身体的なもの

なぐる、足でける、髪を引っ張る、首を絞める、物を投げつける など

精神的なもの

大声で怒鳴る、何を言っても無視して口をきかない、外で働くなど言う、仕事を辞めさせる、子どもに危害を加えるといった脅す、なぐるぞぶり、物を投げるふりをして脅かす、手紙、電話、メールを監視する など

性的なもの

嫌がっているのに性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない など

経済的なもの

生活費を渡さない など

被害者は暴力により、身体的影響を受けるにとどまらず、PTSD(外傷後ストレス障害)に陥ることもあります。また、暴力を目撃したことにより、子どもにさまざまな心身の症状が表れることもあります。

DVに悩んでいる方は、被害が深刻になる前に警察署や相談窓口にご相談ください。

◎相談窓口がわからないという方にお近くの相談窓口をご案内する「DV相談ナビ」が開設されています。

DV相談ナビ

TEL 0570-0155210

ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。掛斐川町役場社会福祉課でも相談を受け付けています。

【お問い合わせ先】

掛斐川町役場社会福祉課

TEL 22-2111 (内線231)

今月の長寿さん

この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いと褒賞金が贈られました

村瀬 ふみさん(上野)

9月30日(金) 95歳

これからもお元気で長生きをしてください。



いびがわ 特産品シリーズ ナツメ (クロウメモドキ科)

ナツメは中国のもっとも古い薬草の書物「神農本草経」に「棗(ナツメ)」と出ています。ナツメは南ヨーロッパからアジア西南部の原産で、日本で栽培されるナツメは古く中国から渡来したもので樹高10メートルの落葉小高木です。飛騨地域には栽培されたナツメが家の周辺部に目立ちます。気候的にも適しているため、掛斐川町の春日などの霧の多い山地に見かけますが、これもナツメに適した生育環境からと推察できます。

ナツメは夏に芽が出るので夏芽(ナツメ)であり、またナツメの果実

が抹茶入れの器(なつめ)に似ているからとも言われている。

ナツメの果実から調整される生薬を大棗(タイソウ)と言い、漢方薬の原料とし、また食品にも多く消費されています。

中国から輸入される大棗は大きく、日本で栽培されているナツメとは種類が違うのではと思いましたが、ところもともと大きな果実を付ける品種もあるが、栽培と調整で輸入大棗に近いものが得られるとのこと。中国での栽培秘法は、先ず剪定をよくすること、冬季にナツメの根元を鉋などの背中で叩いて刺激を与えることで、大型の果実がなるとのこと。また輸入される大棗は赤く色づいていますが、これは赤くなり始めたら採取後速やかに湯通しして、すの子などの上に並べて夜露などにあてさらして乾燥すれば赤みの強いものが得られるとのこと。

秋期に赤く成熟した果実を採取し、そのまま天日で乾燥するか、湯通しを行った後、天日乾燥する。なお刻んだり、手でちぎったり、外果皮や種子を取り除いて用いると原型のままよりも数倍抽出効果があがります。

滋養強壯を目的に多くの漢方処方に配合される。大棗5～6個、甘草5～10グラム、小麦30～50グラム混ぜたものは『甘麦大棗湯』と言います。胃などの痛み止めに用いますが、神経の興奮を静めますので、不眠やヒステリーにも効き目があり精神安定薬です。小児の夜泣きに大棗単味で一日量3～5グラムを水300ミリリットルで煎じて服用する。

(岐阜薬科大学名誉教授 水野瑞夫)



Information Room

新任の人権擁護委員が
委嘱されました

10月1日付けで、高橋敏博さん(小島)と渡邊美千代さん(房島)が、人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

人権擁護委員は、市町村において地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な処理をとるとともに、人権の大切さについての理解を深めるための活動を行っています。

揖斐川町では、これまで7人の人権擁護委員が人権啓発・相談活動を行っていましたが、このたび新任の2人に加え、これからは9人で活動されます。



▲新任された高橋さん(右)と渡邊さん(左)

Information Room

ルールを守って
「ごみ火災」を防ごう!

私たちが出すごみが原因で、清掃車やごみ処理施設で火災が起きることをご存知でしょうか。

スプレー缶やカセットボンベのガスが残ったまま捨てられて、それが原因で火災が発生した事例があります。

そのほか、ガスが残ったままの使い捨てライターでも火災が発生しています。

ごみ収集車の火災は、ごみ収集車、ごみ処理施設、付近の住民の方や家などに被害を及ぼす恐れがあるほか、場合によっては人命にかかわるなど大きな災害に発展する可能性があります。

◎主な発火性危険物の出し方

- ・スプレー缶・カセットボンベは、必ず穴を空けてガス抜きをしてから出してください。
- ・石油ストーブ等を出す際は、燃料を使い切って、電池を抜いて出してください。
- ・使い捨てライターは、使い切って、ガスを抜いてから出してください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 生活環境課

TEL 22-2111 (内線222)

間伐材を買い取ります!!

揖斐川町林地残材搬出促進事業

～あなたの山に間伐した木は転がっていませんか?～

期間限定 1トン 6,000円で買い取り(地域通貨券)

●地域通貨券は揖斐川町の商工会加盟店でご利用できます。

受入期間: 10月17日~平成24年1月31日

9時~16時(日・祝日除く)

※ただし、受入総量が330トンに達した時点で終了とさせていただきますのでご了承ください。

受入規格: 長さ1m以上 直径10cm以上(腐り木・枝葉・根株・建築廃材は対象外とします)

※曲りがひどい場合はお断りする場合があります。

※ビニールひも、針金などの異物は撤去してください。

※針葉樹・広葉樹は分別してください。

※揖斐川町内の森林から切り出された木材とします。

受入対象者: 揖斐川町内に森林を有する個人

買取場所: いび森林資源活用センター協同組合

〒501-0706 岐阜県揖斐郡揖斐川町西津汲398-1

TEL 54-2215 FAX 54-2772

お問い合わせ先: 揖斐川町役場 農林振興課 TEL 22-2111(内線341)

